○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行令(平成二十四年政令第三十七号)(抄)株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行令の一部を改正する政令案(新旧対照条文)

百億円とする。 第三条 法第三十九条第二項に規定する政令で定める金額は、五 第(機構の借入金及び社債発行の限度額)	改正案	○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行令(平成二十四年
千億円とする。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	現	年政令第三十七号)(抄) (傍線部分は改正部分)